

徳島県規則第九十号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和三十一年徳島県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の備考中4を5と「3」の次に次のように加える。

4 クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。

様式第一号の備考中4を5と「3」の次に次のように加える。

4 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。

様式第四号の四その一の備考「か」の次に次のように改める。

1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

3 届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとにその名称、所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

附 則

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

2 改正後のクリーニング業法施行細則の様式に相当する改正前のクリーニング業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。